

平成30年度「日本産果実マーク」商標登録出願等委託事業 成果報告書

農林水産省生産局園芸作物課
園芸流通加工対策室 御中

平成31年3月26日

(受託者)

住 所 東京都品川区東品川2丁目2番24号
天王洲セントラルタワー
氏 名 特許業務法人浅村特許事務所
代 表 社 員 金 井 建



平成30年5月9日付け契約の平成30年度「日本産果実マーク」商標登録出願等委託事業について、下記のとおり、その成果を報告します。

1. 実施項目および成果

国	実施項目	区分数	業務完了日	出願日/申請日
香港	存続期間更新登録 (11-20)	2		2018/6/3
台湾	存続期間更新登録 (11-20)	2		2019/1/31
日本	存続期間更新登録 (11-20)	8		2018/8/10
マレーシア	商標調査	2	2018/7/20	
ロシア	商標調査	2	2018/6/25	
ベトナム	商標調査	2	2018/6/22	
マレーシア	商標登録出願 (2件)	各1		2018/8/16
ロシア	商標登録出願 (マドプロ)	2		2018/7/11
ベトナム				
全ての国	拒絶理由等の応答	拒絶理由等が通知されなかったため実施せず		
全ての国	その他必要な業務	その他の必要な業務は発生しなかったため実施せず		

2. 次年度以降に必要な手続および手続の期限・発生時期(見込み)

国	次年度以降の手続	期限・発生時期(見込み)	備考
香港	存続期間更新登録 (21-30)	2028/8/28まで	登録日から10年毎
台湾	存続期間更新登録 (21-30)	2029/6/30まで	登録日から10年毎
日本	存続期間更新登録 (21-30)	2018/8/6～2029/2/6	登録日から10年毎
マレーシア	拒絶理由の応答	2019年6月～12月	権利不要求の通知
	登録料納付	2019年12月～2020年5月	
マドプロ出願	存続期間更新登録 (11-20)	2028/7/11まで	国際登録日から10年毎
ロシア	暫定拒絶通報の応答	2019年7月～10月	2019/11/22までに何れかが発行される
	保護認容声明の受領	2019年8月～11月	
ベトナム	暫定拒絶通報の応答	2019年7月～10月	2019/11/22までに権利不要求の暫定拒絶通報が発行される見込み
	保護認容声明の受領	2019年8月～11月	

3. 商標登録を受けるための対処方針

国	対処方針
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ・先行商標調査において、本商標の登録の障害となり得る先行商標は見当たらなかったため、登録可能性は高い。 ・指定商品・役務は、日本を初め数カ国で既に登録されているものと同様であるため、不明確などの拒絶理由が通知される可能性も低い。 　　ただ、「JAPANESE」「FRUIT」などの識別力がない文字が含まれているため、権利不要求を求める形式的な通知が発行されると思われる。
マドプロ出願	
ロシア	<ul style="list-style-type: none"> ・先行商標調査において、本商標の登録の障害となり得る先行商標は見当たらなかったため、登録可能性は高い。 ・指定商品・役務は、日本を初め数カ国で既に登録されているものと同様であるため、その点の拒絶理由が通知される可能性も低い。 ・以上のことから、指定国ロシアにおいては暫定拒絶通報が発行されることなく保護認容声明が発行される可能性が高いと思われる。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・先行商標調査において、本商標の登録の障害となり得る先行商標は見当たらなかったため、登録可能性は高い。 ・指定商品・役務は、日本を初め数カ国で既に登録されているものと同様であるため、不明確などの拒絶理由が通知される可能性も低い。 　　ただ、「JAPANESE」「FRUIT」などの識別力がない文字が含まれているため、権利不要求を求める形式的な暫定拒絶通報が発行されると思われる。

以上